

一般財団法人函館市住宅都市施設公社条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人函館市住宅都市施設公社経理規程第27条の資格を有する者につき、さらに、当該入札に参加する者の事業所の所在地又は当該契約に係る工事等についての経験もしくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて一般競争入札の方法により一般財団法人函館市住宅都市施設公社が発注する建設工事の請負契約を締結することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 前条に規定する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が130万円を超える工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質、目的その他特別な事情により条件付き一般競争入札に適さないと認められる場合は、対象工事としないことができる。

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも12日前に、公告しなければならない。

(工事内容等の概要の交付)

第4条 理事長は、工事内容等の概要を、条件付き一般競争入札に参加しようとする者に交付するものとする。

2 前項の工事内容等の概要には、入札心得及び提出書類の様式を添付するものとする。

(入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 函館市競争入札参加資格者として、対象工事と同種の工種に登録

されていること。

- (2) 函館市競争入札参加資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による、入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 配置予定技術者調書の提出日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者及び監理技術者を配置できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに定める入札参加資格を満たしていること。

（入札参加資格の認定申請）

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札書（様式1）とともに条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式2）に次に掲げる書類のうち指定したものを添付して理事長に申請し、当該入札の執行後に入札参加資格の認定を受けなければならない。

- (1) 配置予定技術者調書（様式3）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の書類の申請方法は、郵送によるものとし、持参によるものは受付けないものとする。

（入札参加資格の審査）

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、入札参加資格を審査し、入札参加資格がないと認めた者については、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式4）により、理由を付して通知するものとする。

2 入札参加資格者を認められなかった申請者は、前項の規定による通知があった日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、付された理由の説明を書面により理事長に求めることができる。

3 理事長は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日から起算して5日以内に入札参加資格に係る理由説明書（様式5）により回答するものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第8条 理事長は、対象工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を、第3条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、理事長に質問書（様式6）により、設計図書等の内容について説明を求めることができる。

3 前項の質問書に係る質問回答書は、第1項の閲覧期間中、閲覧に供するものとする。

4 第2項の質問書の提出期間、提出先及び提出方法等については、入札公告に記載するものとする。

（現場説明会）

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

（工事費内訳書の提出）

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を入札の公告に記載するものとする。

（入札及び開札の傍聴）

第11条 条件付き一般競争入札及び開札の傍聴を希望する者は、理事長が定めるところにより傍聴することができる。

（落札者の決定）

第12条 理事長は、最低価格入札者（一般財団法人函館市住宅都市施設公社経理規程第29条の規定により設けた最低制限価格未滿の価格をもって入札をした者を除く。以下同じ。）に対して第7条第1項により入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を認定した場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

2 第7条第1項の規定により入札参加資格の有無を審査した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、前項の認定を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。